

山口県立大学とラップランド大学との 学術交流に関する協定書

山口県立大学とラップランド大学とは、両大学間の学術交流を推進して、友好関係を発展させるため、次のとおり協定を締結する。

第1条 両大学は、互惠平等の原則に基づき、次に掲げる学術交流を行う。

- (1) 学術資料、定期刊行物等の交換
- (2) 教職員の交流
- (3) 学生の交流
- (4) その他両大学の合意に基づく学術交流

第2条 前条の学術交流の具体的な内容、方法、経費の負担等については、別途協議の上、決定する。

第3条 この協定の有効期間は、2010年5月1日から2015年4月30日までとする。

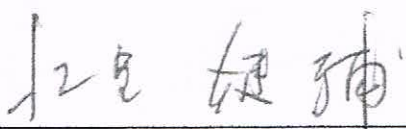
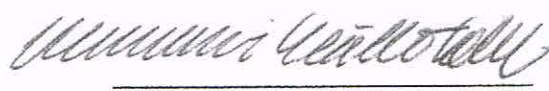
ただし、この協定書の有効期間満了の6箇月前までに、双方のいずれからも書面により申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第4条 この協定書は、日本語及び英語で作成され、両文書を等しく正規の協定書とする。

2010年4月28日付 ロヴァニエミ、フィンランド

山口県立大学・学長

ラップランド大学・学長


江里 健輔
Mauri Ylä-Kotola